

個人所得課税関係の改正 (配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し)

A & K パートナーズ税理士法人
秋山税理士事務所
(株)秋山総合研究所

目次

1. 改正の趣旨

2. 改正内容(所得税)

(1) 配偶者控除

(2) 配偶者特別控除

出典元 財務省資料



1. 改正の趣旨

わが国の経済社会は近年において著しい変化を遂げている。

個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要がある。

平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、**働きたい人が就業調整をしなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し**を行う。

その上で、今後数年かけて、**給与所得控除などの『所得に応じた控除』**と、**基礎控除などの『人的控除』**のあり方を全体として見直すことを検討していく。

適用開始

所得税：平成30年分以後

個人住民税：平成31年分以後
より適用されます。



2. 改正の内容(所得税)

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する居住者については適用する配偶者控除の額を下記のとおりとする。

なお、**合計所得金額が1,000万円を超える居住者**については、**配偶者控除の適用はできない**こととする(所法2、79、83)。

改正前	納税者本人の 合計所得金額 (所得制限なし)	配偶者控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
		38万円	48万円

改正後	納税者本人の 合計所得金額	配偶者控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	900万円以下	38万円	48万円
	900万円超 950万円以下	26万円	32万円
	950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
	1,000万円超	(適用なし)	(適用なし)

2. 改正の内容(所得税)

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とし、その控除額を以下のとおりとする。

なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする(所法83の2)。

	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
改正前	38万円超 40万円未満	38万円
	40万円以上 45万円未満	36万円
	45万円以上 50万円未満	31万円
	50万円以上 55万円未満	26万円
	55万円以上 60万円未満	21万円
	60万円以上 65万円未満	16万円
	65万円以上 70万円未満	11万円
	70万円以上 75万円未満	6万円
	75万円以上 76万円未満	3万円
	76万円以上	(適用なし)

2. 改正の内容(所得税)

(2) 配偶者特別控除

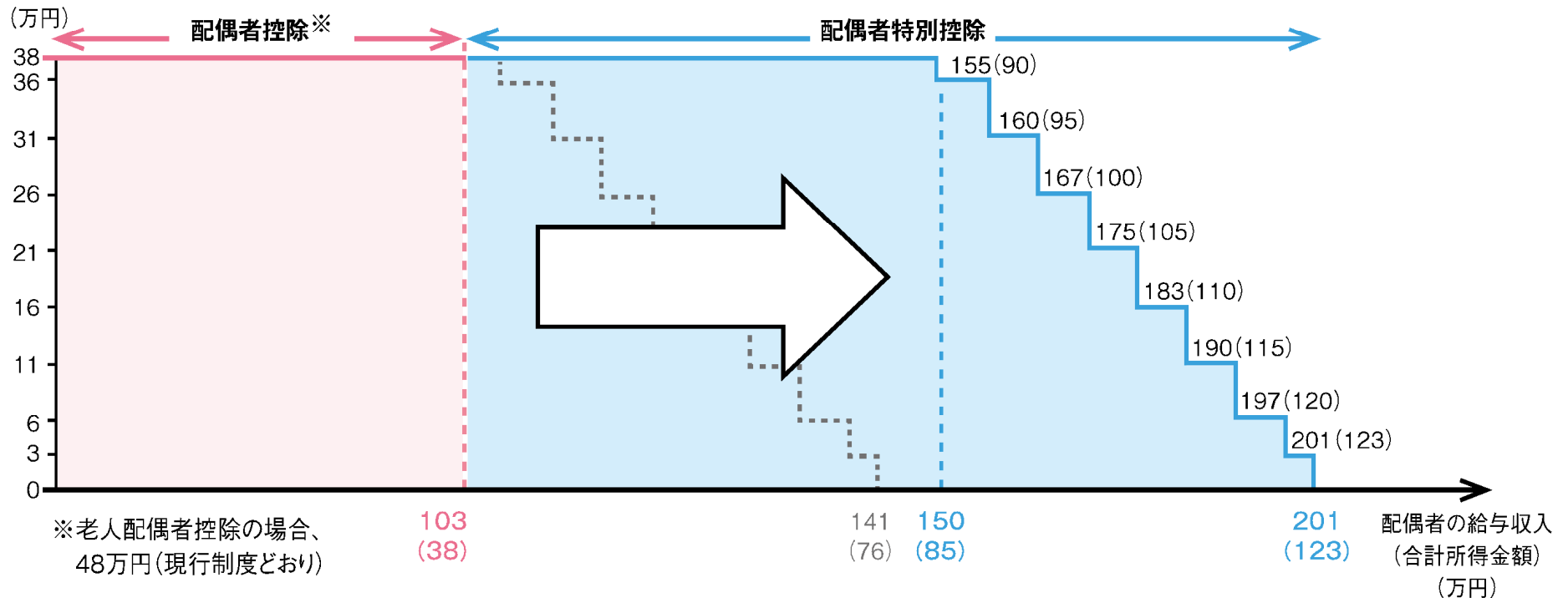
	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
		合計所得金額 900万円以下 の居住者	合計所得金額 900万円超 950万円以下 の居住者	合計所得金額 950万円超 1,000以下 の居住者
改正後	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	(適用なし)	(適用なし)	(適用なし)

2. 改正の内容(所得税)

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



2. 改正の内容(所得税)

② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が遡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位:万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

2. 改正の内容(所得税)

(3) 給与収入のみである場合(改正後)

配偶者控除	配偶者の給与収入 『103万円以下』	納税者本人の給与収入		
		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,220万円以下
	控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

配偶者特別控除	配偶者の給与収入	納税者本人の給与収入		
		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,220万円以下
	1,030,001円 ~ 1,500,000円	38万円	26万円	13万円
	1,500,001円 ~ 1,550,000円	36万円	24万円	12万円
	1,550,001円 ~ 1,600,000円	31万円	21万円	11万円
	1,600,001円 ~ 1,667,999円	26万円	18万円	9万円
	1,668,000円 ~ 1,751,999円	21万円	14万円	7万円
	1,752,000円 ~ 1,831,999円	16万円	11万円	6万円
	1,832,000円 ~ 1,903,999円	11万円	8万円	4万円
	1,904,000円 ~ 1,971,999円	6万円	4万円	2万円
	1,972,000円 ~ 2,015,999円	3万円	2万円	1万円